

## 協定福祉避難所に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、名古屋市（以下「甲」という。）が、有限会社太陽福祉事業（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を協定福祉避難所としてあらかじめ協定を締結し、名古屋市内で大規模な災害が発生した場合において、要配慮者が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者が二次的に避難するために開設される協定福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

### (該当施設)

第3条 協定福祉避難所として協定締結する施設は、別表1のとおりとする。

### (要配慮者の受入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、施設の所在する区の災害対策本部（以下「区本部」という。市災害対策本部または施設の所在する地区の災害救助地区本部から要請があった場合は、本条において要請のあった当該本部に読み替えるものとする。）からの協定福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった区本部に協定福祉避難所を開設した旨を連絡する。
- 3 前条の施設へ移送を要する要配慮者の受入れについては、別に定める様式により区本部から当該施設に対して要請されるものとする。
- 4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった区本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。
- 5 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者とともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。
- 6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。この場合、甲乙協議の上、第1項から第4項までの規定に関わらず、連絡体制等について別に定めることができるものとする。

### (協定福祉避難所の開設期間)

- 第5条 第2条の要請に基づく協定福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。
- 2 乙は、前項の開設期間中は、協定福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

(物資の支給、要配慮者への支援)

第6条 乙は、避難者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与について、別表2に定めるところによる。

2 乙は、被災した要配慮者や家族の相談等日常生活上の支援及び要配慮者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助について、別表2に定めるところによる。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、協定福祉避難所の開設にかかる経費（前条の事業を受託した場合の経費を含む。）について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が協定福祉避難所を適切に運営し、また通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受け入れ先を確保するよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(変更及び廃止の届出)

第9条 乙は、協定福祉避難所の施設を廃止し、又は改築その他の理由により協定福祉避難所の施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に対して届け出るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

令和5年9月21日

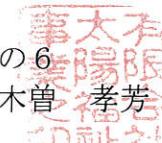
(甲) 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし



(乙) 愛知県春日井市押沢台3丁目2番地の6

有限会社太陽福祉事業 取締役 小木曽 孝芳



別表 1

施 設 名 称	所 在 地
住宅型有料老人ホーム 福祉施設オアゾ	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 1621 番地

別表 2

(事業所名称： 住宅型有料老人ホーム 福祉施設オアゾ )

協定福祉避難所の業務	規 定	実施の有無
食品の給与	協定第 6 条第 1 項	可能な範囲で実施する
生活必需品の給与・貸与	協定第 6 条第 1 項	実施する予定なし
相談等支援・援助	協定第 6 条第 2 項	可能な範囲で実施する